



日野市告示第14号

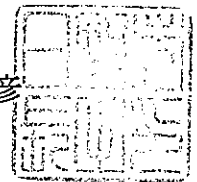
令和6年能登半島地震による被災納税者に対する市税の納期限等の延長後の一部地域の期日の指定について

日野市市税条例（昭和33年4月29日日野市条例第13号。以下「条例」という。）第18条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定により、令和6年1月31日付け日野市告示第16号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる指定地域に住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事業所の所在地を含む。））がある者に係るものは、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、同年1月31日とする。

令和7年1月30日

日野市長

大坪 冬彦



<指定地域>

石川県 七尾市、羽咋郡志賀町